

○職員の身元保証規程

昭和 46 年 9 月 25 日規程第 3 号

最終改正 令和 4 年 7 月 11 日規程第 3 号

第 1 条 吏員、その他の職員又は常勤の臨時職員として羽村・瑞穂地区学校給食組合に採用された者は、身元保証人（以下「保証人」という。）を立て、別記様式による保証書を提出しなければならない。ただし、課長の職又はこれに準ずる職以上の者を採用した場合は、保証人を立てることを免除することができる。

2 前項の規定による身元保証は、5 年ごとに更新し、又は新たに保証人を立てさせなければならない。

第 2 条 保証人は、相当の保証力のある民法上の能力者でなければならない。

第 3 条 保証人の本籍、住所又は職業に異動のあつたとき、及び保証人が第 2 条に規定する資格を欠くに至つたと認められるときは、本人は、これを管理者に届け出なければならない。

第 4 条 本人において、その保証人が第 2 条に規定する資格に該当しないと認めるときは、更に適当な保証人を立てなければならない。

2 管理者において、保証人が第 2 条に規定する資格に該当しないと認めるときは、本人をして更に適当な保証人を立てさせなければならない。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程施行の際、現に保証人を立てている職員及び保証人を立てなければならない職員は、第 1 条第 1 項の規定により保証人を立てたもの、又は保証人を立てなければならないものとみなし、この規程を適用する。

付 則（令和 4 年 7 月 11 日規程第 3 号）

（施行期日）

1 この規程は、令和 4 年 7 月 11 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際この規程による改正前の様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記様式

保 証 書

本 人

年 月 日生

上記の者が貴庁に在職中は、法令規則を遵守せしめ、誠実且つ公正に職務を執行させることは勿論向う6年間において、同人が一身上並びに金銭上の不都合の行為があつた場合は、すべて私が責任を負い一切を引受け、貴庁にご迷惑をおかけしないことを誓います。

私は、ここに身元保証人を引受け保証書を提出します。

年 月 日

本 籍

住 所

職 業

本人との続柄

身元保証人

年 月 日生

羽村・瑞穂地区学校給食組合管理者 宛